

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて（概要）

1. 背景

令和 5 年 1 月より特定記録等事務代行制度を開始し、特定記録等事務の委託を受けた特定記録等事務代行者であれば、記録等事務代行アプリにより、継続検査に係る自動車検査証の記録及び返付並びに検査標章の交付に関する事務を行うことが可能となった。

検査標章の交付に関する事務等については、現在、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しているところであるが、令和 7 年 4 月 1 日より記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能（以下「標章管理機能」という。）が実装されることから、当該機能の実装後の検査標章の取扱いについて定める通達を発出する。

2. 通達の概要

- 検査標章の「配付申請」を行う場合は、標章管理機能によることとする。
- 検査標章を受領した場合は、標章管理機能による「受領登録」を行わなければならないこととする。
- 検査標章を交付又はき損若しくは不良とした場合は、標章管理機能による「使用結果登録」を行わなければならないこととする。
- 検査標章を紛失した場合は、直ちに標章管理機能による「紛失届出」を行わなければならないこととする。
- 検査標章の出納の記録については、紙面による検査標章授受出納簿を廃止し、標章管理機能による電子的な記録とする。
- 令和 7 年 3 月 31 日以前に配付を受けた検査標章については、従前の通達により管理することとする。

3. スケジュール

発出：令和 7 年 3 月 24 日

施行：令和 7 年 4 月 1 日